



## ■白老町から転出される方の手続き一覧■

新たなお住まいでも、いつまでもお元気で。

対象となる方	チェック	必要な手続き	白老町の担当窓口			市外局番は0144
転出するすべての方	<input type="checkbox"/>	転出届を出し、発行された <b>転出証明書</b> を住み始めてから14日(2週間)以内に転出先市区町村に提出してください ※ <b>住基カード・マイナンバーカードにより手続きされた方は、転出証明書は発行されません必ずカードを持参して手続きをしてください</b> ※住基カード・マイナンバーカードに新住所を書きますので転入の際に持参願います	役場	町民課	1番窓口 戸籍グループ	82-2674
印鑑登録している方	<input type="checkbox"/>	<b>印鑑登録証</b> を返却してください			2番窓口 国保年金グループ	
国民年金を受給している方	<input type="checkbox"/>	<b>年金証書(年金手帳又は基礎年金番号通知書)</b> をもって <b>転出先市区町村</b> で手続きをしてください			3番窓口 後期高齢・医療給付グループ	
国民健康保険に加入している方	<input type="checkbox"/>	<b>資格喪失・適用終了の届出</b> をし、 <b>国民健康保険証</b> を返却してください				
後期高齢者医療を受けている方	<input type="checkbox"/>	<b>道外へ転出する方は、後期高齢者医療被保険者証等</b> を返却するとともに、 <b>負担区分証明書</b> の交付を受け、転出先市区町村に提出してください				
乳幼児、障がい者、ひとり親家庭、子ども医療費等の医療を受けている方	<input type="checkbox"/>	<b>受給者証</b> を返却し、転出先で必要であれば課税証明書(税務課)を交付してもらい転出先市区町村に提出してください	総合保健福祉センター (いきいき4・6)	子育て支援課	子育て支援グループ	85-2021
児童手当を受けている方 (公務員等共済組合加入者を除く)	<input type="checkbox"/>	<b>資格消滅届出</b> を提出し、転出先に確認した後、必要であれば課税証明書(税務課)を交付してもらい転出先市区町村に提出してください				
児童扶養手当を受けている方	<input type="checkbox"/>	転出先市町村で住所変更の手続きをしてください				
介護保険 要介護認定を受けていない方	<input type="checkbox"/>	<b>介護保険証</b> を返却してください				
要介護認定を受けている方 (申請中も含む)	<input type="checkbox"/>	<b>介護保険証</b> を返却するとともに、 <b>受給資格証明書</b> の交付を受け、転出先地市区町村に提出してください				
身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療(精神)受給者証をお持ちの方	<input type="checkbox"/>	転出先市町村で手帳と印鑑を持参のうえ居住地変更の手続きをしてください	健康福祉課	福祉支援グループ	82-5541	
小学校、中学校にお子さんがいる方	<input type="checkbox"/>	<b>在学証明証等</b> を学校から受け取り、転出先地市区町村に提出してください	教育委員会	学校教育課	学校教育グループ	85-2022
水道の手続きを要する方	<input type="checkbox"/>	水道の給水中止手続きをしてください(電話でも可)	役場	上下水道課	業務グループ	82-2562
町営・町有一般住宅に入居している方	<input type="checkbox"/>	町営・町有一般住宅の退去、又は同居者異動等の手続きをしてください		建設課	住宅・指導グループ	82-4215
墓園使用許可を受けている方	<input type="checkbox"/>	転出先の住民票1通と墓園使用許可証記載事項訂正申請書を提出してください、また町内在住の代理人の住民票1通と墓園使用者代理人選定届を提出してください		生活環境課	町民生活グループ	82-2265
郵便物を転送したい方	<input type="checkbox"/>	管轄の郵便局へ転居届を出すと1年間は郵便物が転居先へ転送されます				